

## 社会を明るくする運動

この運動は、法務大臣が提唱し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、全国規模で実施する運動です。7月1日から31日までの1か月間は「第72回社会を明るくする運動」の強調月間です。

☎ 社会福祉課 ☎ (93) 4192

## 農地違反転用防止対策強化月間 (7月～9月)

県では、毎年7～9月までの3か月間を「農地違反転用防止対策強化月間」と定め、パトロールを強化しています。不審な埋め立てなどを発見したときは、連絡をお願いします。

### 農地を別の用途で使用するとき

農地に建物を建てるなど、農地以外の用途に使用する場合は、農地転用の許可(市街化区域内では届出)が必要です。

また、農地を土砂埋め立てする場合にも一時転用の許可が必要となります。

許可なく転用したときは罰則が科せられる場合もありますので、必ず事前に問い合わせてください。

☎ 農業委員会 ☎ (93) 6494

## 7月分の学校給食費振替日

■日時 7月11日(月)

※8日(金)までに入金確認をお願いします。

☎ 学校給食センター ☎ (93) 2550

## 夏の交通安全運動

■期間 7月10日(日)～19日(火)  
自転車もルールを守る ドライバー

- 1 自転車の安全利用の推進
- 2 飲酒運転や速度超過など悪質危険な運転の根絶
- 3 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

☎ 千葉県くらし安全推進課交通安全対策室 ☎ 043 (223) 2263

## 北部コミュニティセンター臨時休館のお知らせ

■休館日時 9月3日(土)  
9:00～13:00

作業のため、施設の利用と図書の出・返却はできません。

なお、13:00からは通常どおり開館します。

☎ 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

## 納税相談はお早めに市税の猶予制度

市税をまとめて納付することができない理由があるときには、申請することにより、財産の換価(売却)や差押えなどの猶予が認められる場合があります。

病気や事業の廃止など、特別な事情で納期限までに納付できないときは、必ず相談してください。

※納税相談の際には、身分証明書(マイナンバーカードや運転免許書等)の提示をお願いします。

代理で相談をされる場合には、本人が署名押印した委任状が必要となります。

☎ 納税課 ☎ (93) 0433

## 古紙の拠点回収

■日時 7月24日(日) ※雨天決行  
(荒天などで中止の場合もあり)  
9:00～12:00

■場所 市役所正面玄関前駐車場

■当日回収できる紙類  
新聞、雑誌、段ボール、牛乳用紙パック

■その他

搬入時は、マスクの着用をお願いします。事業ごみやその他のごみは回収できません。

☎ クリーンセンター ☎ (93) 4529

## 空き地の管理は適正に



空き地の雑草を放置しておく、ごみの不法投棄や害虫など、近隣に思わぬ被害を与える場合があります。所有者は、日ごろから土地の状況を把握しておくなど、適正管理を心掛けてください。

☎ 環境課 ☎ (93) 4945

## 納期内納付にご協力ください

8 / 1 (月)

- 固定資産税・都市計画税 第2期
- 国民健康保険税 第1期
- 後期高齢者医療保険料 第1期
- 介護保険料 第1期

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告スペース